

互助会報

10

第74号

発行：一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会
〒030-0802 青森県青森市本町五丁目1番5号
TEL017-723-6527 FAX 017-723-5619



表紙写真：三内丸山遺跡

contents

令和2年度決算の概要	2
決算報告	3
役員紹介	4
Q & A	5
事務局からのお知らせ	6
年金者連盟からのご案内	7

会員の動き

現職会員	5,726名
退職会員	6,108名
継続会員	200名
配偶者会員	84名
合計	12,118名
(令和3年8月31日現在)	

令和2年度 決算の概要

令和2年度の決算は、去る6月1日開催の令和3年度第1回理事会及び令和3年度定時評議員会において承認されましたので、その概要についてお知らせいたします。

◆収支の概要

令和2年度における収支決算を行った結果、受取掛金と雑収益等の経常収益は204,944千円、有価証券評価益は58,829千円となり、収入は263,773千円となりました。

一方、支出においては医療給付費等が前年度より減となり経常費用は264,082千円、経常外費用の長期預り金繰入は116,470千円となり、合計は380,552千円となりました。

この結果、当期収支差額はマイナスの116,779千円で、年度末における正味財産は462,309千円、資産総額は1,524,330千円となりました。

収支の状況

(単位：千円)

	収			支	
	科目	金額		科目	金額
入	受取掛金	132,465	出	医療給付費	172,043
	雑収益等	72,479		退会給付費	32,842
	有価証券評価益	58,829		表彰費	8,890
		互助会報発行費		2,187	
		給料手当等		18,710	
		臨時雇賃金		3,738	
		委託費		2,843	
		租税公課		9,068	
		その他		13,761	
		長期預り金繰入		116,470	
	合計	263,773		合計	380,552
令和2年度収支差額				△	116,779
繰越正味財産					462,309

会員数

現職会員

..... 5,943名

退職会員

..... 6,089名

継続会員

..... 205名

配偶者会員

..... 84名

合計

..... 12,321名

(令和3年3月31日現在)

決 算 報 告

1 令和2年度福祉互助会を組織する市町村等の数

市	町	村	一部事務組合等	計
10	22	8	31	71

2 評議員・役員の数

評議員	理事	監事	計
10名	9名	3名	22名

3 掛金の給料月額に対する割合（財源率）

$$\frac{5}{1,000}$$

4 現職会員加入状況及び加入率

年 度	該当者（人） （A）	現職会員（人）			加入率（%） （B）÷（A）×100
		加入者	脱退者	加入者計（B）	
平成30年度	9,862	209	590	6,530	66.2
令和元年度	9,820	200	522	6,208	63.2
令和2年度	9,910	154	419	5,943	60.0

5 退職会員・継続会員・配偶者会員の加入状況

年 度	退職会員（人）			継続会員（人）			配偶者会員（人）		
	加入者	資格喪失者	加入者計	加入者	資格喪失者	加入者計	加入者	資格喪失者	加入者計
平成30年度	361	601	6,822	37	58	238	6	13	100
令和元年度	280	631	6,471	34	51	221	1	11	90
令和2年度	244	626	6,089	23	39	205	0	6	84

6 令和2年度現職会員・退職会員・継続会員・配偶者会員の掛金の状況

現職会員	退職会員	継続会員	配偶者会員	掛金合計（円）
掛金（円）	掛金（円）	掛金（円）	掛金（円）	
127,185,314	5,279,345	0	0	132,464,659

7 令和2年度医療給付費・退会給付費の状況

月	医療給付費		退会給付費		給付金計（円）
	件数	給付金（円）	件数	給付金（円）	
4	2,832	21,226,100	13	1,196,700	22,422,800
5	3,503	32,146,400	84	17,209,094	49,355,494
6	2,183	17,310,500	45	9,869,309	27,179,809
7	1,684	12,614,400	4	445,700	13,060,100
8	1,556	11,642,500	1	202,000	11,844,500
9	1,353	8,653,500	4	447,200	9,100,700
10	1,559	10,175,800	3	254,200	10,430,000
11	1,565	10,886,400	1	340,698	11,227,098
12	1,631	11,280,300	10	905,153	12,185,453
1	1,808	11,166,500	7	686,900	11,853,400
2	1,981	11,252,800	6	452,191	11,704,991
3	2,481	13,688,100	7	833,060	14,521,160
計	24,136	172,043,300	185	32,842,205	204,885,505

役 員 紹 介

任期満了に伴いまして、去る6月1日開催の令和3年度定時評議員会、令和3年度第2回理事会において役員等が選任・選定されましたので紹介いたします。

理 事 長	工藤 祐直 (南部町長)		
副 理 事 長	鈴木 孝雄 (田舎館村長)		
理 事	平田 博幸 (藤崎町長)	評 議 員 長	濱館 豊光 (中泊町長)
//	野崎 尚文 (大間町長)	副評議員長	山本 晴美 (田子町長)
//	谷川 豪樹 (むつ市)	評 議 員	小山田 久 (十和田市長)
//	芳賀 一弥 (弘前市)	//	石橋 勝大 (横浜町長)
//	花田 香 (八戸市)	//	倉光 弘昭 (つがる市長)
//	岩淵 恵一 (青森市)	//	成田 秀和 (今別町)
常 務 理 事	小山内正義 (福祉互助会退職会員)	//	安田 昌孝 (鶴田町)
監 事	山田 進 (学識経験者)	//	原子 慶隆 (大鰐町)
//	中嶋 久彰 (今別町長)	//	沼尾 健一 (野辺地町)
//	櫻田修一郎 (十和田市)	//	内沢 繁美 (田子町)

(令和3年6月1日現在)

令和2年度無給付者の2,802名に記念品贈呈

福祉互助会では、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間、医療給付を受けなかった退職会員等に対して記念品を贈呈しております。

令和2年度につきましては、2,802名の方々が該当いたしました。該当者の方々には、記念品「パルスゼロメーター」を6月中に発送しております。

※パルスゼロメーター…指先で血中酸素飽和度等を測定できる装置です。





Q & A QUESTION AND ANSWER

(問) A病院のB月分の請求で医療給付が10万円に達しましたが、その際途中で超えた分はどうなりますか？

(答) A病院のB月分の請求で医療給付が10万円を超えた差額分は、翌会計年度に有効期間内でしたら請求できますので、医療費請求書を提出してください。その差額分に控除額はありません。

差額請求は、当福祉互助会ホームページの規定の給付規程施行細則第7条に掲載いたしました。

(問) 整骨院で診療を受け、金額だけの領収証をもらいました。医療給付の請求ができますか？

(答) 整骨院名、受診者名、受診者の総額と一部負担金（保険点数と負担割合）が分かる領収証ですと請求受付できます。

(問) 私は福祉互助会の退職会員で、現在国民健康保険に加入しています。

7月のA病院入院の医療費自己負担分（食事代、病衣代、室料等は含まない）10万円を請求しました。

ところが、高額療養費に該当されると思うので、福祉互助会と国民健康保険の両方に請求するよう言われました。どういう事ですか？

(答) 国民健康保険の高額療養費に該当されると思います。高額療養費には所得区分（アイウエオ）があります。

区分エの場合、57,600円（一部負担金）を超えた分は、高額療養費となりますので国民健康保険に請求してください。

当福祉互助会では、57,600円から控除額5,000円を差し引いた金額が給付されます。

※高額療養費には、多数該当や合算高額の場合もあります。

10万円のうち

基礎控除	5,000円
福祉互助会から	52,600円給付
高額療養費として国民健康保険から	42,400円給付



●高額療養費や21,000円以上の医療費の請求は、多数該当や合算高額に該当する場合があります、確認のため連絡する場合があります。また、多数該当の確認等のために古い順から提出をお願いします。

●医療費請求の有効期間は、診療月から2年間です。

●医療給付は毎月15日まで当福祉互助会に必着の請求について、翌月の10日に振り込みいたします。(1月と5月の振り込みは20日になります。)

●銀行口座、住所などの変更について

給付金の受取口座や住所が変更になりましたら、当福祉互助会事務局に届出事項変更届を提出してください。提出が無い場合は銀行口座に入金されなかったり、通知が返送されたり、連絡が取れない場合があります。

●継続会員の手続きについて

退職会員が死亡された場合、配偶者の方が引き続き医療給付を受けるためには、継続会員への手続きが必要となりますので当福祉互助会にお申し出ください。

●医療費請求書等は、令和3年8月1日より押印無しで受付けしております。

当面の間は旧様式（印等の表示がされている様式）で提出しても構いません。

提出される際は旧様式であっても押印は必要ありません。また、押印がされている届出があっても手続き上問題ありません。

各種手続き等における利便性の向上及び業務の効率化等を図る観点から、下記のとおり見直しいたしました。

押印の見直し

種類	本人（請求者）記載欄	所属所長記載欄	担当者記載欄
医療費請求書	×		
現職会員数、給料に関する月例報告書		×	×
転出報告明細書		×	×
掛金異動明細書		×	×
差額報告明細書		×	×
退職・退会報告明細書		×	×
現職会員加入申出書	×	×	
未払掛金一括納付申出書	○		
退会一時金請求書	×		
配偶者会員加入申出書	×		
退職会員資格確認申請書	×		
継続会員加入申出書	×		
届出事項変更届	×		
会員資格喪失届	×		

×…押印廃止とするもの

○…押印を継続するもの

※各種様式はホームページからダウンロードできます。用紙をご希望の方は当福祉互助会にお申し出ください。

青森県市町村職員年金者連盟
 〒030-0802 青森市本町五丁目1番5号 TEL 017-723-6528
 E-mail : a-nenren@cube.ocn.ne.jp

年金者連盟からのご案内

年金者連盟は、「全国市町村職員共済組合連合会」から年金を受給している方々の会員で組織している任意団体です。

主に、年金制度の改善運動と会員とその家族の福利厚生を目的として、昭和44年に設立し、現在の会員数は約5,700人となっています。

今後の事業を一層充実したものにするためにも、ひとりでも多くの方々のお力添えが必要です。

退職後の未加入者及びこれから退職し年金受給者となられる方々に年金者連盟に加入していただきたく、ご案内申し上げます。

①連盟への加入方法

55歳以上の方で市町村等を退職する、または退職した方が会員になれます。

退職時または退職後に加入申込書を当連盟に提出していただきます。

加入申込書は電話・メール等でご連絡いただければ郵送いたします。

(共済組合HPからも加入申込書をダウンロードできます。)

なお、共済組合から年金決定通知書を送付する際にも加入申込書を同封しています。

②連盟の会費

★既受給者会員

初年度の会費は無料です。翌年度以降4月の年金から1年分控除となります。

翌年度からの会費は下記のとおりです。

- ・退職・老齢年金受給者…年金年額×千分の3.2
 - ・障害年金受給者……………年金年額×千分の1.8
 - ・遺族年金受給者……………年金年額×千分の1.8
- } (上限5,000円/下限1,000円)

★年金待機者会員

初年度の会費は無料です。翌年度以降、年金決定年度まで2,000円を連盟口座に振込していただきます。年金が支給されましたら自動的に既受給者会員となり、4月の年金から控除されます。

③連盟の事業

事業の種類	主 な 事 業 の 内 容
慶 祝 事 業	◆75歳になる会員に慶祝記念品の贈呈
福 祉 事 業	◆宿泊施設の利用助成 (全国の市町村職員共済組合関連の施設等) 1泊1,500円 (会員、配偶者・1人1年度につき延5泊まで) ◆団体傷害保険、団体疾病保険、団体介護保険、がん保険 保険料は団体割引で、生活の負担にならないよう安く設定しています。 ◆葬儀支援サービス (26.4万円 (税込) から利用できます) ◆人間ドック受診特別割引、各種幹旋 ◆各支部では、独自の事業として年1回の通常総会、会員研修会等を行っています。
広 報 事 業	◆広報紙「連盟だより」を年2回発行し、全会員に配布しています。 ◆2年連用版の手帳を全会員に配布しています。

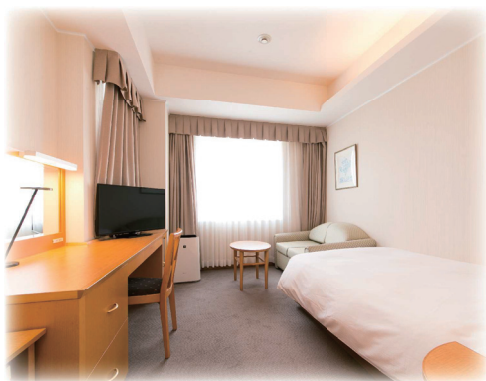
APPLE PALACE AOMORI



ご宿泊料金

- シングルルーム (素泊まり) 6,800 円
(朝食付き) 7,800 円
- デラックスシングルルーム (1名様ご宿泊) (素泊まり) 7,800 円
(朝食付き) 8,800 円
(2名様ご宿泊) (素泊まり) 5,300 円
(朝食付き) 6,300 円
- 和室 (2名様ご宿泊) (素泊まり) 7,300 円
(朝食付き) 8,300 円
- ツインルームまたは和室 (3～5名様ご宿泊) (素泊まり) 5,800 円
(朝食付き) 6,800 円
- 会席付きプラン・フルコース付きプラン (ツインルームご利用時) 11,400 円

消費税・サービス料込・おひとり当りの料金です。
お車の駐車代は一泊一台につき500円を頂戴いたします。



新型コロナウイルス感染症予防対策についてのごお願い

- ・お客様のマスク着用
- ・チェックイン時の検温
- ・アルコールでの消毒
- ・複数部屋ご予約の際の代表者様の一括チェックイン
- ・エレベーターや大浴場のご利用人数の制限

笑顔と温もりと優しさ
アップルパレス青森
青森市本町5丁目1-5 <https://apple-palace.com/>

ご予約・お問い合わせはお電話で
017-723-5610(宿泊課直通)